

司法書士法改正大綱

日本司法書士会連合会（以下、「連合会」という。）は、次期司法書士法改正に関し、次のとおりの改正を要望する。

1 使命規定

現行の目的規定を廃止し、「使命」規定を新設すること。

* 例示「司法書士は、登記、供託及び訴訟等に関する法律事務の専門家として、国民の権利の擁護と公正な社会の実現を図ることを使命とする。」

2 名称

司法書士の名称を変更し、法務士または司法士とすること。

3 司法書士会及び連合会の目的・会則

司法書士会及び連合会の目的規定に、会員に対する「監督」に関する事務を加えるとともに、司法書士会及び連合会の会則に掲げる事項として「会員の懲戒に関する規定」を新設することとし、この変更に関連する規定の整備をすること。

4 定義規定

この法律において使用する用語の意義を定める規定を置き、理解し易い条文の体裁を整えること。

* 例示「法律関係書類」「電磁的記録」「司法書士法人」「簡易裁判所管轄民事事件」「家事に関する事件」「退会処分」「周旋」等

5 司法書士の業務

司法書士の業務規定のうち、次の事項について以下のとおり変更又は新設すること。

- (1) 現行の「登記又は供託に関する手続について代理すること」を司法書士の登記実務に適合した文言に改めること。
- (2) 「法律関係書類を作成すること」を新設すること。
- (3) 現行の簡易裁判所における訴訟代理権を「簡易裁判所が権限を有する全ての民事事件につき代理すること」と改めること。
- (4) 現行のいわゆる「少額訴訟債権執行手続代理権」に加え「自ら代理人として簡易裁判所で取得した債務名義による執行裁判所における強制執行手続につき代理すること」を新設すること。

- (5) 「家事に関する事件につき代理すること」を新設すること。
- (6) 現行のいわゆる「筆界特定手続代理権」を、全ての「筆界特定手続につき代理すること」と改めること。
- (7) 仲裁事件の手続の代理権及び裁判外和解の代理権の範囲を拡張すること。
- (8) 仲裁事件手続を実施することを明示すること。
- (9) 裁判外和解の仲介手続を実施することを新設すること。
- (10) 現行の相談業務の規定を「業務範囲内の事案について相談に応じること」と改めること。
- (11) 上記の改正に伴い所要の規定の整備をすること。

6 司法書士となる資格

「司法書士となる資格を有する者」の要件に、いわゆる特別研修を履修し、かつ、法務大臣より簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有するとの認定を受けた者であることを加えること。但し、この改正に伴い、既存会員につき現行の特別研修を受ける機会を存続する旨の規定を置く等所要の整備をすること。

7 欠格事由

司法書士の欠格事由に関する現行法第5条第3号の破産者に関する規定等の整備をし、登録に関する第15条第1項第4号の適用の明確化を図ること。

8 登録前研修

- (1) 上記6の司法書士の資格を有する者が登録する場合は、連合会が実施する研修を修了しなければならないこととすること。
- (2) 現行法第5条（第2号及び第3号を除く）の欠格事由の期間満了後に再登録する場合には、当該欠格期間満了後で、かつ、当該再登録申請前1年以内に、連合会が実施する所定の研修を履修しなければならないこととすること。

9 司法書士の権利

司法書士は、受任している簡裁訴訟代理等関係業務及びこれに附帯した業務に関し、所属司法書士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる制度を設けること。

10 司法書士の義務

- (1) 現行の「司法書士の研修受講努力義務」に関する規定を廃止し、司法書士の研修の義務化を司法書士会会則に定める旨の規定を新設すること。

- (2) いわゆる「依頼に応ずる義務規定」から「裁判所に提出する書類の作成及びその相談業務」を除くこととすること。
- (3) 非司法書士との提携の禁止等に関する規定を法上明示すること。

11 司法書士法人

司法書士法人に関する規定、特に、登記と登録との関係、法人制度を利用した懲戒処分逃れの防止、社員の競業避止義務に関する例外規定等について全般にわたり整備すること。

12 会則認可事項

- (1) 司法書士会の会則認可事項を入会及び退会に関する規定のみとし、この変更に関連する規定の整備をすること。
但し、会員の品位保持・執務・権利義務・懲戒の規定に関しては、司法書士会間の会則の統一性が維持できるようにすること。
- (2) 連合会の会則認可事項を司法書士の登録に関する規定のみとすること。

13 懲戒権限の獲得

- (1) 懲戒権者については、業務禁止につき法務大臣を処分権者とし、退会処分、業務停止、戒告につき司法書士会会長を処分権者とするとともに、司法書士会の処分に対する審査請求若しくは事務処理に関する異議申出等に対応する形で連合会会長に司法書士会会長と同一の懲戒権を認めること。
- (2) 現状の注意勧告制度は廃止すること。
- (3) 全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること。
- (4) 司法書士会会員につき懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと。
- (5) 上記の改正に伴い所要の規定の整備をすること。

14 非司法書士行為等の取締り

非司法書士（非司法書士法人）が、報酬を得る目的で司法書士の業務について周旋することを禁止する規定を置くとともに、当該周旋を受けた司法書士に関しても所要の規定の整備をすること。